

## 要介護等認定申請書の記載及び提出について

要介護等認定申請については、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所が代行申請される場合が多いのですが、要介護認定・要支援認定申請書について、最近以下のような記載誤りや記入漏れが多く見受けられます。

### ○主治医について

- ・亡くなっている医師名や退職している医師名が記載されている
- ・かかりつけ医以外の医療機関に入院中にもかかわらず、かかりつけ医の名前が記載  
→この場合、記載された医師に依頼しても「他院に入院中のため記載できない」との連絡が介護認定係に入り、申請代行者に再調整を依頼することが少なくありません。
- ・前回申請時と医療機関や主治医が変わっているのに前回申請時の情報のまま記載  
→この場合も、記載した医師に依頼しても「終診しており他院に紹介済」との連絡が介護認定係に入り、申請代行者に確認し現在の主治医へ依頼し直すこととなります。

### ○日程調整の連絡先について

- ・連絡先の電話番号の記載誤り  
→この場合、調査員が日程調整の連絡をした際に、全く関係のない方に電話をしてしまうこととなります。家族様の連絡先に事業所の電話番号が記載されているものも散見します。

### ○調査場所について

- ・入院や入所の予定があるにもかかわらず調査場所に「自宅」と記載  
→申請書に記載されている連絡先に電話しても本人が自宅におらず、入院先や入所先と調査日程を再調整することとなります。
- ・入退院や入所、転居等の方向性が決定する前に申請され、調査場所に「未定」と記載  
→申請の進捗をシステム管理していることに加え、調査場所「未定」のまま調査依頼することにはなりません。介護認定係から申請代行者に電話で確認することとなります。

#### ○代行申請者名の未記載

- ・申請書裏面の「窓口に来た方」の氏名や事業所名を記載いただくことになっており、担当ケアマネジャーが代行申請される場合が多いと認識しております。事業所名の記載のみで担当ケアマネジャーや来庁された方の氏名の記載漏れが散見しています。代行申請の場合、代行者の氏名は必須となっておりますので、必ずご記入ください。

申請書に記載の誤りや申請直後に内容修正があることで、事務作業が繁雑になるだけでなく、進捗が遅れる原因にもなります。申請書作成時には、申請者ご本人やそのご家族、入所先施設等に十分確認していただき、記載誤りのない申請書の提出にご協力くださるようお願いします。

申請書記載例を添付しておりますので、申請書記入時にご参考ください。